二

(い)	(ろ)	(は)	(に)
令第十条第三号に掲げる一戸建ての住宅	（略）	第一項の表二及び表五並びに第四項の表一に掲げる図書のうち令第十条第三号イからハまでに定める規定に係る図書	（略）
令第十条第四号に掲げる建築物	（略）	第一項の表二及び表五並びに第四項の表一に掲げる図書のうち令第十条第四号イからハまでに定める規定に係る図書	（略）

6～11　（略）

（構造計算適合性判定の申請書の様式）

第三条の七　法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ　（略）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)・(2)　（略）

(3)　第一条の三第一項の表四の(七)項、(七)項、三十四項から四十一項まで、六十五項及び六十六項の(い)欄に掲げる建築物　当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二～四　（略）

2～4　（略）

二

(い)	(ろ)	(は)	(に)
令第十条第三号に掲げる一戸建ての住宅	（略）	第一項の表二及び第四項の表一に掲げる図書のうち令第十条第三号イからハまでに定める規定に係る図書	（略）
令第十条第四号に掲げる建築物	（略）	第一項の表二及び第四項の表一に掲げる図書のうち令第十条第四号イからハまでに定める規定に係る図書	（略）

6～11　（略）

（構造計算適合性判定の申請書の様式）

第三条の七　法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一　別記第十八号の二様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ　（略）

ロ　申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1)・(2)　（略）

(3)　第一条の三第一項の表四の(七)項、(七)項、三十四項から四十一項まで、六十三項及び六十四項の(い)欄に掲げる建築物　当該各項に掲げる書類（都道府県知事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二～四　（略）

2～4　（略）